定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月十八日

東京都豊島区南大塚一丁目二番一九号

株式会社金子工務店

代表取締役　金子　義男

限定承認公告

本籍東京都足立区梅島一丁目一八番地一一、最後の住所千葉県木更津市清川二丁目一一番二号　サンセール清川二〇一

被相続人　亡　北澤　政喜

右被相続人は推定平成二十七年十二月三十一日死亡し、その相続人は平成二十八年四月八日千葉家庭裁判所木更津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十八日

千葉県四街道市旭ケ丘二丁目六番一五号

相続財産管理人　北澤　孝一

限定承認公告

本籍千葉県柏市豊住一四二番地内七、最後の住所千葉県松戸市三矢小台五丁目一六番地の四　三矢小台市営住宅二―一〇一号

被相続人　亡　田中　正晃

右被相続人は平成二十八年二月十六日死亡し、その相続人は平成二十八年四月七日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十八日

千葉県松戸市三矢小台五丁目一六番地の四　三矢小台市営住宅二―一〇一号

相続財産管理人　田中　妙子

限定承認公告

本籍大阪府大阪市東住吉区桑津町三丁目一二六番地、最後の住所北海道江別市野幌末広町一五番地の一二ハイツ木村一〇二

被相続人　亡　佐野喜代志

右被相続人は平成二十七年八月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月二日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十八日

東京都新宿区早稲田鶴巻町五二四番地第二サンフラワー早稲田二〇一

相続財産管理人　佐野　孝光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tokyospc.co.jp/koukoku/tsmx42g21/

平成二十八年四月十八日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＴＳＭＸ４２

取締役　野坂　照光

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十八年四月十七日開催の通常総会において、出資一口の金額を二千円から一千五百円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十八年四月十八日

滋賀県大津市仰木四丁目二〇番五一号

逢坂山生産森林組合

理事　井上　茂

訂正公告

大曲通町地区市街地再開発組合に係る平成二十八年四月六日（号外第八十一号）掲載の解散公告（第一回）、同年四月八日（号外第八十三号）掲載の解散公告（第二回）、同年四月十一日（号外第八十四号）掲載の解散公告（第三回）中、「大曲町通地区市街地再開発組合」とあるは、「大曲通町地区市街地再開発組合」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年四月十八日

秋田県大仙市大曲花園町一番一号

大曲通町地区市街地再開発組合

代表清算人　佐々木繁治

取消公告

平成二十八年二月二十五日掲載の合併公告は取消します。

平成二十八年四月十八日

岐阜県恵那市大井町一八〇番地の一

（甲）株式会社バローホールディングス

代表取締役　田代　正美

岐阜県多治見市大針町六六一番地の一

（乙）中部開発株式会社

代表取締役　中村　純二

正　誤

平成二十八年三月三十一日（号外第七十三号）

金融庁告示第十五号（金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の六イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件）は次のとおりの誤り。

（原稿誤り）

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百二十三条第一項第二十一号の六イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法を次のように定め、平成二十八年九月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

金融庁長官　森　信親

（潜在的損失等見積額の算出方法）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第百二十三条第一項第二十一号の六イに規定する金融庁長官が定める方法は、定量的計算モデルを用いる方法及び標準表を用いる方法とする。

2　金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）が、定量的計算モデルを用いる方法により潜在的損失等見積額（府令第百二十三条第一項第二十一号の六に規定する潜在的損失等見積額をいう。以下同じ。）を算出しようとする場合には、あらかじめ金融庁長官に届け出るものとする。

3　前項の規定にかかわらず、金融商品取引業者等（同項の届出をしたものに限る。第七条第一項を除き、以下同じ。）は、定量的計算モデルを用いる方法により、潜在的損失等見積額を算出することができない非清算店頭デリバティブ取引（府令第百二十三条第一項第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいい、同条第七項の規定により、同項第二号に掲げる措置を講じる場合において同号イからホまでに掲げる一又は複数の取引を当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引に含める場合にあっては、当該一又は複数の取引を含む。以下同じ。）がある場合には、当該非清算店頭デリバティブ取引について、標準表を用いる方法により潜在的損失等見積額を算出するものとする。

第二条　金融商品取引業者等は、定量的計算モデルを用いる方法のみにより非清算店頭デリバティブ取引に係る潜在的損失等見積額を算出する場合には、当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で締結している一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二条第六項に規定する一括清算をいう。次項及び第九条第一項において同じ。）の約定をした基本契約書（同法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。次項及び第九条第一項において同じ。）ごとに算出することができる。

2　金融商品取引業者等は、定量的計算モデルを用いる方法及び標準表を用いる方法により非清算店頭デリバティブ取引に係る潜在的損失等見積額を算出する場合には、当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で締結している一括清算の約定をした基本契約書に基づいて行う、定量的計算モデルを用いる方法により潜在的損失等見積額を算出する非清算店頭デリバティブ取引について、当該基本契約書ごとに算出することができる。

（定量的計算モデルの基準）

第三条　金融商品取引業者等は、定量的計算モデルを用いる方法により潜在的損失等見積額を算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、非清算店頭デリバティブ取引の保有期間（潜在的損失等見積額を算出する際に、非清算店頭デリバティブ取引に係る資産を保有すると仮定する期間をいう。第六条第三号において同じ。）を十日以上とするものとする。ただし、残存期間が十日未満である非清算店頭デリバティブ取引にあっては、当該残存期間とみなすことができる。